

緊急事態宣言の延長または解除時の当社の対応方針について

株式会社アップル管理では、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令に伴い、2020年4月8日から同年5月6日まで、原則在宅勤務によるテレワークなどの対応を行っているところですが、緊急事態宣言の期間が延長された場合、緊急事態宣言の解除日まで、既存の当社対応方針の実施期間も延長することといたします。

また、2020年5月7日以降、緊急事態宣言が解除された場合の対応につきましては、当社では同年5月31日までは原則在宅勤務によるテレワークなどの対応を継続することとし、クライアント様・従業員ならびに取引先様の安全確保のため、念のためリモートワークなどを継続することといたします。

ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後も社内外への感染被害抑止と当社社員の安全・健康確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、対応方針を迅速に決定して参ります。

何かお気づきの点やご不明な点がございましたら、当社担当者までお問い合わせいただきませうようお願い申し上げます。

2020年4月25日
株式会社アップル管理
代表取締役 松野龍俊